

入札説明書

和歌山県が発注する業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

なお、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和 4 年 11 月 15 日（火）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和 4 年度から令和 9 年度まで
- (2) 業務の名称
業務用パソコン等賃貸借及び保守業務
- (3) 業務の内容
仕様書による。
- (4) 機器設置場所・納入場所
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県庁本館 1 階
和歌山県会計局総務事務集中課業務処理室
- (5) 業務の期間
契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和 4 年和歌山県告示第 1271 号に規定する業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県庁本館 1 階
和歌山県会計局総務事務集中課
- (2) 期間
令和 4 年 11 月 15 日（火）から令和 4 年 12 月 26 日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 10 時から午後 5 時 30 分まで

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
 - ア 場所
4 の（1）に同じ。
 - イ 期間
4 の（2）に同じ。
- (2) 仕様書及び入札説明書について質問のある者は、令和 4 年 11 月 15 日（火）から同月 28 日

(月) 午後 5 時 30 分までの間に、和歌山県会計局総務事務集中課に対して別紙 5「仕様書等に関する質問申出書」により質問（ファクシミリを含む。）を行うものとする。

- (3) (2) の質問に対する回答及びその質問に関連して生じた仕様書及び入札説明書に関する重要な補足や変更点等は、質問を受理した日から 4 日以内（県の休日を除く。）に質問者に対して回答するほか、次のとおり閲覧に供する。

ア 場所

4 の (1) に同じ。

イ 期間

4 の (2) に同じ。

なお、和歌山県役務調達等公開システムにも掲載するので、入札参加者は入札前に必ず確認すること。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県庁本館 2 階

和歌山県会計局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

令和 4 年 12 月 27 日（火）午後 1 時 30 分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。コンソーシアムにあっては、構成員全員についての当該通知書の写し及びコンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写しを提出すること。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和 4 年 12 月 26 日（月）午後 5 時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

- (1) 入札事務（開札事務を含む。）は、総務事務集中課の複数の職員（うち上席の 1 人を入札執行者とする。）により執行する。
- (2) 入札の場所に入室する者は、原則として 1 入札者（業者）につき 1 人とする。
- (3) 入札は、入札書（別紙 1、1 の 2）に入札する事項を記入して行うこと。
- (4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。
- (5) 賃貸借料の計算期間は月の初日から末日までの 1 か月とする。ただし、当該月の日数が 1 か月に満たないときは、当該月の賃貸借料は、当該月の日数に応じて歴日数に基づく日割計算をして得た賃貸借料（当該賃貸借料に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた賃貸借料）を支払うので、入札書の入札単価は、月額単価とする。

なお、賃貸借料には、契約に要する費用、賃貸借物件の搬入、設置、設定及びこれに付随する作業に要する経費、並びに保守対応、他システムとの調整に要する費用を含むものとする。

- (6) 入札書には、2 の (2) に掲げる業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（法人の場合は名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしなければならない。
- (7) 代理人が入札する場合は、委任状（様式 2、2 の 2）を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合において、入札書には、入札者の氏名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して、当該代理人の押印をすること。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。
- (9) 入札書は、封筒に入れ封印をし、封皮に入札者の氏名（法人の場合は名称又は商号及び代表者の氏名）並びに 2 の (2) に掲げる業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、12 による再度の入札にあつては、この限りではないこと。
- (10) 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。郵送により提出された入札書については、入札執行者以外の当該入札事務に携わる総務事務集中課の職員がその入札者に代わって投函するものとする。
- (11) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (12) 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。

8 入札の延期又は取り止め等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取り止めることができる。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状態にあると認めたときも、(1) と同様とする

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額（入札書に記載する金額に 100 分の 110 を乗じて得た額）の 100 分の 5 以上の額の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ア 入札日以前に金融機関で納付する場合

納付書を送付するので、総務事務集中課に金融機関での納付を希望する旨連絡すること。納付の確認のため、入札日の午前 10 時から午前 11 時までの間に領収証を提示すること。入札後、落札しなかった者は入札保証金還付請求書を総務事務集中課へ提出すること。

- イ 入札場所において入札日に入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する場合
入札場所において入札日の午前 10 時から午前 11 時までの間に納付又は提供すること。入札保証金の納付又は担保の提供の際、受領証書を交付する。入札後、落札しなかった者には、受領証書と引き換えに入札保証金又は担保を返還する。

ウ 次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

- (ア) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合（入札場所において入札日の午前 10 時から午前 11 時までの間に提出すること。）
- (イ) 過去 2 か年の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を

ほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（入札保証金免除申請書（別紙 3）を令和 4 年 12 月 2 日（金）午後 5 時 30 分までに提出すること。）

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額（入札書に記載した金額に 100 分の 110 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 か年の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（契約保証金免除申請書（別紙 4）を提出すること。）

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 入札者又は代理人が 2 以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が 2 以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) 入札保証金が 9 の（1）に規定する金額に達しないときの入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。

12 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高 3 回までとする。
- (2) 次のア又はイに該当する入札をした者は、第 2 回以降の入札には参加できないものとする。
 - ア 10 の（1）から（7）まで、（11）及び（12）のいずれか一に該当する入札
 - イ 前回の入札における最低価格以上の入札
- (2) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6 の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第 2 回以降の入札には参加できないものとする。

13 契約書作成の有無

要

14 契約書締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 支払条件

- (1) 県と契約を締結したもの（以下「契約者」という。）は、県から業務の完了の確認を受けた後、県に代金を請求することができる。
- (2) 契約金額は、契約者からの適法な支払い請求書を受理した日から 30 日以内に、当該契約者に支払うものとする。

16 その他

- (1) この契約に手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この契約における業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において、和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達役務についての調達手続の停止等があり得る。
- (4) この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2298

ファクシミリ番号 073-441-2288

入 札 書

入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る入札金
上記のとおり入札します。

令和 4 年 1 2 月 2 7 日

住所

（法人にあっては、
主たる事務所の
所在地）

氏名

（商号（屋号）を含む。
法人にあっては、
その名称及び代表
者の氏名）

印

（代理人の場合）

氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった月額金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。
- 5 賃貸借料の計算期間は月の初日から末日までの 1 か月とする。ただし、当該月の日数が 1 月に満たないときは、当該月の日数に応じて歴日数に基づく日割計算をして得た賃貸借料（当該賃貸借料に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた賃貸借料）を支払うので、入札書の入札単価は、月額単価とする。
- なお、賃貸借料には、契約に要する費用、賃貸借物件の搬入、設置、設定及びこれに付随する作業に要する経費、並びに保守対応、他システムとの調整に要する費用を含むものとする。

入 札 書

入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る入札金
上記のとおり入札します。

令和 4 年 1 2 月 2 7 日

コンソーシアムの名称

(コンソーシアムの当該権限を有する者)

住所

(法人にあっては、
主たる事務所の
所在地)

氏名

(商号(屋号)を含む。
法人にあっては、
その名称及び代表
者の氏名)

印

(代理人の場合)

氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった月額金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。
- 5 賃貸借料の計算期間は月の初日から末日までの 1 か月とする。ただし、当該月の日数が 1 月に満たないときは、当該月の日数に応じて歴日数に基づく日割計算をして得た賃貸借料(当該賃貸借料に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた賃貸借料)を支払うので、入札書の入札単価は、月額単価とする。
- なお、賃貸借料には、契約に要する費用、賃貸借物件の搬入、設置、設定及びこれに付随する作業に要する経費、並びに保守対応、他システムとの調整に要する費用を含むものとする。

委 任 状

和歌山県知事 様

私は、 _____ ㊞ を代理人と定め、下記事項を
処理する一切の権限を委任します。

記

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務の入札について

令和 年 月 日

委任者

住所

（ 法人にあっては、
主たる事務所の
所在地 ）

氏名

（ 商号（屋号）を含む。
法人にあっては、
その名称及び代表
者の氏名 ）

印

委 任 状

和歌山県知事 様

私は、 _____ ㊞ を代理人と定め、下記事項を
処理する一切の権限を委任します。

記

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務の入札について

令和 年 月 日

委任者

コンソーシアムの名称

（コンソーシアムの当該権限を有する者）

住所

（ 法人にあっては、
主たる事務所の
所在地 ）

氏名

（ 商号（屋号）を含む。
法人にあっては、
その名称及び代表
者の氏名 ）

印

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所
(法人にあっては、
主たる事務所の
所在地)

氏名
(商号(屋号)を含む。
法人にあっては、
その名称及び代表
者の氏名)

印

和歌山県財務規則（昭和 6 3 年和歌山県規則第 2 8 号）第 8 7 条第 3 号の規定により下
記 1 の契約に係る入札保証金の納付の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。
なお、下記 2 に記載の契約については、契約期間内に履行し、所要の完了検査に合格し
たことに相違ないことを誓約します。

記

1 契約事項

事業年度	令和 4 年度から令和 9 年度まで
業務の名称	業務用パソコン等賃貸借及び保守業務

2 国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発注者	契約の業務名等	契約日	完了日	契約金額

- ※ 過去 2 年間で、1 の契約事項と同種・同規模の実績を 2 以上記載してください。
- ※ 上記を証明する資料として次の書面を必ず添付してください。
- （1）2 に記載した契約に係る契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等が分かるもの）
- （2）2 に記載した契約に係る仕様書等の資料の写し（履行した業務の内容が分かるもの）

契約保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所
〔 法人にあっては、
主たる事務所の
所在地 〕

氏名
〔 商号(屋号)を含む。
法人にあっては、
その名称及び代表
者の氏名 〕

印

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条第3号の規定により下記1の契約に係る契約保証金の納付の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

なお、下記2に記載の契約については、契約期間内に履行し、所要の完了検査に合格したことに相違ないことを誓約します。

記

1 契約事項

事業年度	令和4年度から令和9年度まで
業務の名称	業務用パソコン等賃貸借及び保守業務

2 国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発注者	契約の業務名等	契約日	完了日	契約金額

- ※ 過去2年間で、1の契約事項と同種・同規模の実績を2以上記載してください。
- ※ 上記を証明する資料として次の書面を必ず添付してください。
- （1）2に記載した契約に係る契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等が分かるもの）
- （2）2に記載した契約に係る仕様書等の資料の写し（履行した業務の内容が分かるもの）

仕様書等に関する質問申出書

令和 年 月 日

和歌山県会計局総務事務集中課 様

事業年度	令和４年度から令和９年度まで	公告年月日	令和４年１１月１５日
業務の名称	業務用パソコン等賃貸借及び保守業務		
質 問 者	住 所 〔 法人にあっては、 主たる事務所の 所在地 〕		
	氏 名 〔 商号(屋号)を含 む。法人にあっ ては、その名称 及び代表者氏名 〕		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	F A X 番号		
質問事項	1 仕様書について		
	2 入札説明書について		

入札参加資格審査申請説明書

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、次の事項に留意のうえ競争入札資格審査申請書その他申請に必要な書類（添付書類等を含む。）の全てを提出しなければならない。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和 4 年度から令和 9 年度まで

(2) 業務の名称

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務

2 資格審査申請の要件

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件のいずれをも満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 次に掲げる要件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員（代表者を含む。以下同じ。）のいずれについてもこの要件を満たすものであること。）

ア 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成 20 年和歌山県告示第 1261 号。以下「要綱」という。）第 3 条の規定による次の（ア）及び（イ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者。ただし、同項第 1 号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りではない。

（イ）政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合にあっては、再生手続開始の申立て

をしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

エ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

オ 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

カ 消費税及び地方消費税を完納していること。

キ 申請日現在において、1 年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

ク 入札に参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

ケ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

コ 次の（ア）から（ケ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

（イ）不当と認められる目的を有して暴力団等が経営又は実質的に関与している者を利用している者

（ウ）暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

（エ）暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（オ）下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、（ア）から（エ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

（カ）国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

（キ）県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

（ク）和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

（ケ）（キ）又は（ク）のいずれかに該当する者となった日から 1 年を経過しない者

- (2) 入札公告の日から過去 5 年間に 1 の (2) に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が 5 年以上である場合は、入札公告の日から過去 3 か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査の申請方法

(1) 資格審査の受付期間及び受付場所

ア 一般競争入札参加資格審査申請書その他申請に必要な書類（添付書類等を含む。以下「申請書類」という。）については、令和 4 年 11 月 18 日（金）から同年 12 月 2 日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く日の午前 10 時から午後 5 時 30 分までに受け付ける。

申請書類は持参又は郵送によるものとし、それ以外での提出方法は認めないものとする。

なお、郵送による場合は、令和 4 年 12 月 2 日（金）午後 5 時 30 分までに必着のこと。

イ 申請書類の受付は次の場所で行うものとし、郵送による場合は次の場所に送付すること。

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県庁本館 1 階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2298

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 申請書類

2 の要件を満たしている者であることを証する次に掲げる申請書類を提出しなければならない。

ただし、資格審査申請時点において、要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しをもって、次のイからカまでの書類の提出に代えることができる。

なお、コンソーシアムにあつては、イからカの書類については構成員ごとに作成し、コンソーシアムの代表者がとりまとめ提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式第 1 号、第 1 号の 2）

イ 業務概要調書（別記様式第 2 号）

ウ 役員等に関する調書（別記様式第 3 号）

エ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（申請日において、発行後 3 か月を経過していない原本又はその写しに限る。）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（申請日において、発行後 3 か月を経過していない原本又はその写しに限る。）

（ア）消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 申請時の直前の事業年度における財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損

益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

キ 業務実績調書（別記様式第 4 号）

ク 業務実施説明書（別記様式第 5 号、第 5 号の 2）

ケ 委任状（別記様式第 6 号、第 6 号の 2）

申請者が、本業務に関し県との取引において代理人を選任した場合に提出すること。

コ コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定書の写し

(3) (2) のアからウまで及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとする。

(4) 申請者は、支店等の代理人ではなく代表者であること。

ただし、要綱第 7 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、代理人の登載がある場合は、代理人で申請することができる。

4 申請書類の提出部数

申請書類の提出部数は、1 部とし、その写しを 1 部添付するものとする。

5 申請書類に対する質問の受付及び回答

(1) 申請書類について質問がある者は、令和 4 年 11 月 28 日（月）午後 5 時 30 分までに和歌山県会計局総務事務集中課に対して別紙 5「仕様書等に関する質問申出書」（ファクシミリを含む。）により質問を行うこと。

(2) (1) の質問に対する回答及びその質問に関連して生じた入札参加資格審査申請説明書に関する重要な補足や変更点等は、質問を受理した日から 4 日以内（県の休日を除く。）に質問者に対して回答するほか、次のとおり閲覧に供する。

ア 場所

3 の (1) のイに同じ。

イ 期間

回答の翌日から令和 4 年 12 月 1 日（木）までの県の休日を除く日の午前 10 時から午後 5 時 30 分まで

なお、和歌山県役務調達等公開システムにも掲載して公表する。

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和 4 年 12 月 9 日（金）までに通知するものとする。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

なお、一般競争入札参加資格審査結果通知書は、その後の入札において必要となるので大切に保管するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

- (2) (1) の説明は、令和 4 年 12 月 20 日（火）午後 5 時 30 分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面の提出は、3 の（1）のイに掲げる場所とする。
- (4) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。書留郵便については、(2) の期限までに必着のこと。
- (5) 説明を求めた者に対する回答については、令和 4 年 12 月 23 日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

8 その他の留意事項

(1) 申請事項に変更があった場合

資格審査申請書提出後又は資格発行後、次に掲げる事項に該当する変更があった場合は、一般競争入札参加資格審査申請事項変更届（別記様式第 7 号、第 7 号の 2）により直ちにその旨を届け出るものとする。

ア 事業者の名称（法人事業者にあってはその「法人の名称」、個人事業者にあってはその「商号・屋号等」）を変更したとき。

イ 法人事業者の代表者名に変更（役職名のみの変更を含む。）があったとき、又は個人事業者の氏名に変更があったとき。

ウ 法人事業者の役員に変更（役職名のみの変更を含む）があったとき。

エ 事業者の主たる事務所の所在地（電話番号及び FAX 番号を含む。）を変更したとき。

オ 代理人に関する事項（代理人の職氏名並びに代理人が所管する支店等の名称及び所在地（電話番号及び FAX 番号を含む。））に変更があったとき。

カ 業務に必要な許可、登録、資格等の保有状況に変更があったとき。

キ 営業規模を著しく変更したとき、及び法人事業者にあっては、資本金に変更があったとき。

ク 営業の休止又は廃止をしようとするとき。

ケ 所定の民事再生、会社更生又は会社整理の事態に該当するに至ったとき。

(2) 受付に際して必要となる添付書類のうち一つでも不足があれば、受理できないので十分確認のうえ提出すること。

(3) 資格審査申請書類の作成及び申請に関する費用は、申請者の負担とする。

(4) 原則として、提出期限以降の資格審査申請書類の差替え及び再提出は認めない。

ただし、資格審査内容で確認が必要な場合は、県の指示に従うこと。

(5) 資格審査申請書類は、返却しないものとする。

(6) 資格審査申請書類作成にあたり使用する言語は日本語、通過は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

(7) 資格審査申請書類に虚偽の記載をした場合は、当該申請を無効とする。

一般競争入札参加資格審査申請書類一覧

資格審査 告示の項目	提出書類	提出書類 (○:写し、 ▲:写しでも可)	様式番号	個人			法人			コンソーシアム
				県内 業者	県外業者		県内 業者	県外業者		
					県内 に営 業所 等有	県内 に営 業所 等無		県内 に営 業所 等有	県内 に営 業所 等無	
3(2)ア	一般競争入札参加資格審査申請書	—	第1号	○	○	○	○	○	○	
3(1)ア	一般競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)	—	第1号の2							○
3(2)	和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書	▲		○	○	○	○	○	○	各構成員毎
3(2)イ	★業務概要調書	—	第2号	※	※	※	※	※	※	各構成員毎
3(2)ウ	★役員等に関する調書	—	第3号	※	※	※	※	※	※	各構成員毎
3(2)エ	★登記事項証明書	▲					※	※	※	各構成員毎
3(2)オ(ア)	★納税証明書(消費税及び地方消費税・税務署発行)	▲		※	※	※	※	※	※	各構成員毎
3(2)オ(イ)	★納税証明書(県税・和歌山県発行)	▲		※	※		※	※		各構成員毎に左記に準じ
3(2)カ	★財務諸表等、直前の事業年度における決算を明らかにする書類	○		※	※	※	※	※	※	各構成員毎
3(2)キ	業務実績調書	—	第4号	○	○	○	○	○	○	代表者
3(2)ク	業務実施説明書	—	第5号	○	○	○	○	○	○	
3(2)ク	業務実施説明書(コンソーシアム)	—	第5号の2							○
3(2)ケ	委任状	—	第6号		代理人を選任する場合			代理人を選任する場合		
3(2)ケ	委任状(コンソーシアム)	—	第6号の2							代理人を選任する場合
3(2)コ	コンソーシアム協定書	○								○

※ ★印の書類については、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)2システム開発・改良・運用・保守」、「(大分類)6情報処理(小分類)3ハードウェア保守」又は「(大分類)14リース・レンタル(小分類)3事務機器リース・レンタル」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって上記イからカまでの書類の提出に代えることができる。

一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
住所(所在地) 〒
(フリガナ)
商号又は名称
(フリガナ)
代表者職氏名

電話番号

和歌山県で発注される業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて一般競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、一般競争入札資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類（該当欄に○印をつけること）

役務の入札 参加資格決定 通知書 (写し)	業務概要調書 及び添付書類	役員等に 関する調書	登記事項 証明書	納税証明書		財務諸表又は所 得税申告書 (写し)
				県税	消費税等	

資格等証明 書類(写し)	業務実績調書 及び添付書類	業務実施 説明書	委任状			

書類作成担当者

所属	
職氏名	
連絡先電話	

総務事務集中課受付印
※

(注) ※印の欄は記入しないこと。

一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 コンソーシアム名称

代表者 住所(所在地) 〒
(フリガナ)
商号又は名称
(フリガナ)
代表者職氏名

電話番号

和歌山県で発注される業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて一般競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、一般競争入札資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類（該当欄に○印をつけること）

コンソーシアム 構成員名	役務の入 札参加資 格決定通知 書(写し)	業務概要調書 及び添付書類	役員等に 関する調書	登記事項 証明書	納税証明書		財務諸表又 は所得税申 告書(写し)
					県税	消費税等	
代表者							

資格等証明書類 (写し)	業務実績調書 及び添付書類	業務実施 説明書	委任状	コンソーシアム 協定書（写し）

書類作成担当者

所属	
職氏名	
連絡先電話	

総務事務集中課受付印
※

（注）※印の欄は記入しないこと。

業 務 概 要 調 書

申請者 (名称)				
1 業務概要				
①業種区分	(一 事業者が営業する主たる業務種目について、次の4つの区分から選んでその番号を記載してください。)			
	1 製造・建設業 ・ 2 卸売業 ・ 3 サービス業その他 ・ 4 小売業			
②営業年数	創 業	休 業 期 間 等	現組織への変更	営 業 年 数
	年 月	年 月～ 年 月	年 月	年(1年未満切捨)
2 競争入札参加に必要な許可、登録、資格等の保有状況				
種 類		番 号	有効期間	その他(資格者名等)
3 契約実績関係(過去5年間における類似業務の契約状況)				
業 務 名	契約の相手方	契約年月日	契 約 内 容	契 約 金 額
4 決算関係〔直近の決算年度(年)のもの〕				
①期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月			
②決算内容	法 人 事 業 者		個 人 事 業 者	
	資 本 金	千円	所 得 金 額 (所得税青色申告決算書の 「特別控除前の所得金額」)	千円
	純 資 産	千円		
③売上高	千円			

(注1) 「2 競争入札参加に必要な許可、登録、資格等の保有状況」の「有効期間」については、「年 月 日から年 月 日まで(年間)」、「年 月 日から(期限切れなし)」等と有効期限を明記すること

(注2) 「3 契約実績関係(過去5年間における類似業務の契約状況)」については、契約書及び仕様書の写しを添付のこと

(注3) 「3 契約実績関係(過去5年間における類似業務の契約状況)」については、コンソーシアムにあつては、本県業務の遂行にあたって担当が区分されている場合は、その担当する業務の実績を記載すること。

(注4) 「4 決算関係」の「②決算内容」については、法人事業者は決算に係る貸借対照表の「純資産の部」の数値に基づき記入し、個人事業者は、所得税青色申告決算書に基づく「青色申告特別控除前の所得金額」又はそれに相当する所得金額を記入すること。

(注5) 「4 決算関係」の「③売上高」は、事業者が営む全ての業務に係る①の期間中の売上高を、決算報告の数値に基づき記入すること。

(注) 1 法人事業者の場合は、その法人の登記事項証明書に登載されている役員(監査役・評議員等を含む。)全員と登記事項証明書に登載されていなくてもそれに準ずる方がいる場合は、その方についても記入すること。

2 個人事業者の場合は、代表者本人について記入すること。

3 代理人を定める場合、代理人の欄に記入すること。

4 「元号」は、次のように記載すること。 大正:T 昭和:S 平成:H

5 性別欄への記載は任意です(空欄でも可)。ただし、必要に応じて、男女の別を尋ねる場合があります。

6 記載しきれない場合は、複数枚作成すること。

7 漢字氏名のない外国人役員等については、フリガナに氏名を記載すること。

8 手書きする場合は、楷書ではっきりと記入すること。

9 この調書は、役員等が暴力団等に該当しないことを確認するために利用し、それ以外の目的に利用又は提供することはありません。

別記様式第4号

業 務 実 績 調 書					
申請者 (名称)					
	業務名	契約の相手方	契約期間	契約の内容	契約金額
① 情報処理 ハードウェア 保守			・ ・ ・ ・ ・ ・		千円
② 情報処理 システム運用・ 保守			・ ・ ・ ・ ・ ・		千円
③ 事務機器 リース・レン タル			・ ・ ・ ・ ・ ・		千円

(注) 契約実績として記載する業務について、契約書及び仕様書の写しを添付すること。

業務実施説明書

事業年度 令和4年度から令和9年度まで
業務の名称 業務用パソコン等賃貸借及び保守業務

標記業務について業務実施説明書を提出します。

当社（一般競争入札参加資格審査申請者）が当該業務を受託した場合には、和歌山県の示す仕様書及びこの業務実施説明書に基づき、貴職の指示どおり誠実に履行することを誓約します。

令和 年 月 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

申請者 住所（所在地） 〒

商号又は名称

代表者

電話番号

業務実施説明書

事業年度 令和4年度から令和9年度まで
業務の名称 業務用パソコン等賃貸借及び保守業務

標記業務について業務実施説明書を提出します。

当社（一般競争入札参加資格審査申請者）が当該業務を受託した場合には、和歌山県の示す仕様書及びこの業務実施説明書に基づき、貴職の指示どおり誠実に履行することを誓約します。

令和 年 月 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

申請者 コンソーシアム名称

（コンソーシアムの代表者）
住所（所在地） 〒

商号又は名称

代表者

電話番号

業務実施計画書

--

(注) ①業務実施期間 ②主な業務項目 ③業務実施体制（チーム名、担当者数、担当者の技術水準・経歴）について具体的かつ詳細に記載すること。
協力企業がある場合、又はコンソーシアムにあっては、それぞれの業務分担について記載すること。

別記様式第5号・5号の2 附表2

協力会社の名称等

会社名(支店等名)	
代表者 職・氏名	
所在地	
協力を受ける理由	
具体的業務分担	

会社名(支店等名)	
代表者 職・氏名	
所在地	
協力を受ける理由	
具体的業務分担	

会社名(支店等名)	
代表者 職・氏名	
所在地	
協力を受ける理由	
具体的業務分担	

(注)協力会社等がある場合、記載すること。

コンソーシアムにあっては、代表者及び構成員の業務分担について記載すること。

委 任 状

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地

商号又は名称

社印

代表者職氏名

実印

私は和歌山県との取引において、下記の者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日まで次の権限を委任します。

ただし、上記の期間内に契約を締結したものに係る保証金及び代金の請求、受領については、期間後もなお効力を有するものとする。

記

1 代理人

所 在 地

商号又は名称

社印

職 氏 名

印

2 委任事項

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る

- (1) 入札及び見積りについて
- (2) 契約の締結について
- (3) 業務の施行について
- (4) 代金の請求及び受領について
- (5) 復代理人の選任について
- (6) その他入札、契約に伴う一切の権限について

委 任 状

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 コンソーシアム名称

所 在 地

商号又は名称

社印

代表者職氏名

実印

私は和歌山県との取引において、下記の者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日まで次の権限を委任します。
ただし、上記の期間内に契約を締結したものに係る保証金及び代金の請求、受領については、期間後もなお効力を有するものとする。

記

1 代理人

所 在 地

商号又は名称

社印

職 氏 名

印

2 委任事項

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る

- (1) 入札及び見積りについて
- (2) 契約の締結について
- (3) 業務の施行について
- (4) 代金の請求及び受領について
- (5) 復代理人の選任について
- (6) その他入札、契約に伴う一切の権限について

一般競争入札参加資格審査申請事項変更届

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

1 変更事項

変 更 前	変 更 後

変更事項を証する書類等を添付すること。

2 変更年月日

令和 年 月 日

一般競争入札参加資格審査申請事項変更届

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 コンソーシアム名称

(コンソーシアムの代表者)
所在地

商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

1 変更事項

変 更 前	変 更 後

変更事項を証する書類等を添付すること。

2 変更年月日

令和 年 月 日

コンソーシアム協定書（例）

（目的）

第1条 によるコンソーシアムは、
次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
（1）業務用パソコン等賃貸借及び保守業務
（2）前号に付帯する事業

（コンソーシアムの名称）

第2条 当コンソーシアムは、（以下「当コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当コンソーシアムは、事務所を に置く。

（コンソーシアム成立の時期及び解散の時期）

第4条 当コンソーシアムは、令和 年 月 日に成立し、第1条の事業を対象とする契約（以下「本契約」という。）の履行が完了し発注者のすべての検査が終了するまでは、解散することはできない。

2 本契約を締結できなかったときは、当コンソーシアムは、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

構成員	所在地
	商号または名称
構成員	所在地
	商号または名称
構成員	所在地
	商号または名称

（代表者の名称）

第6条 当コンソーシアムは、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当コンソーシアムの代表者は、第1条の事業を対象とする入札、契約の履行に際し、当コンソーシアムを代表して、次の権限を有するものとする。

- （1）発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- （2）見積り、入札並びに請負代金の請求及び受領に関する権限
- （3）契約の締結に関する権限
- （4）業務の施行に関する権限
- （5）その他入札、契約に伴う一切の権限
- （6）当コンソーシアムに関する財産を管理する権限
- （7）本項（1）から（6）に関する代理人の選任についての権限

2 前項の規定により選任された代理人は、前項（1）から（5）に関する復代理人の選

任についての権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当コンソーシアムは、構成員全員で構成する運営委員会を設置し、本契約の履行に当たるものとする。

(業務分担)

第9条 各構成員の業務作業の分担は別に定める。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当コンソーシアムの取引金融機関は、
とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当コンソーシアムは、本契約に係る業務の完了に伴い速やかに当該業務とその付帯事業について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益が生じた場合は、別途定める負担割合により構成員の利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、別途定める負担割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限、第三者への委託の禁止、同一部委託の条件)

第15条 本協定書に基づく権利業務は他人に譲渡することはできない。

2 構成員は本契約に係る業務のうち自己に割り当てられた業務作業の全部（以下「割当作業」という。）を第三者に委託できないものとする。

3 前条にかかわらず、発注者からの承認のある場合には構成員は全構成員の同意を得て割当作業の一部を第三者に委託できるものとする。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、本契約に係る業務が完了し、発注者の検査が終了するまではコンソーシアムから脱退することはできない。

2 コンソーシアムを解散するまでの間に脱退する構成員があるときは、残存構成員が共同連帯して本契約に係る業務を完了するものとする。この場合の負担割合の調整については別途定める。

3 構成員に脱退するものがあつたときは、残存構成員の出資又は負担（以下「出資等」という。）の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資等の割合を、残存構成員の出資等の割合により分割し、これを脱退前に有していた出資等の割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資等の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果
欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資等から構成員が脱退しなかった場合に
負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合には、脱退構成員には利益の配当を行わない。

(構成員の破産または解散に対する措置)

第 17 条 構成員がコンソーシアム成立の日から解散の日までに破産または解散した場合
には前条第 2 項から 4 項までの規定を準用する。

(かし担保)

第 18 条 コンソーシアム解散後においても、成果の内容に過誤又は不適切な内容があ
り、発注者から補正その他必要な対応措置を命じられたときは、各構成員は共同連帯し
て補正又は必要な対応措置を行うとともに、その責めを負う。

(協定書に定めない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとす
る。

は、上記のとおり協定を締結したので、その証拠として
この協定書 通を作成し、構成員それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するもの
とする。

令和 年 月 日

所在地	
商号又は名称	印
代表者職氏名	代表者印

所在地	
商号又は名称	印
代表者職氏名	代表者印

所在地	
商号又は名称	印
代表者職氏名	代表者印

契約条項（案）

- 1 契約の名称
業務用パソコン等賃貸借及び保守業務
- 2 契約の内容
別紙仕様書に基づく総務事務業務受託業者に貸与する業務用パソコン等の賃貸借等
- 3 契約期間
契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで
うち構築 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで
賃貸借 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
保守 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 契約金額（賃貸借料）
月額 金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇円）
- 5 契約保証金 (A) 金〇〇〇〇〇円
(B) 免除

(注) 場合に応じ、(A) 又は (B) を選択します。

上記について、和歌山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

この契約の証として、この証書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自それぞれがその 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が、令和4年度～令和9年度総務事務集中課業務用パソコン等調達仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、機器及びソフトウェア（以下「機器等」という。）を甲の使用に供し、機器等が常時正常な状態稼働し得るように保守を行い、甲は、それに対して賃貸借料を支払うことを目的とする。

(機器等の設置場所等)

第2条 契約の機器等及びその設置場所等は、仕様書のとおりとする。

(機器の取扱い)

第3条 乙は、甲に賃貸する機器に自己の所有物である旨等の必要な表示をするものとする。

2 乙は、賃貸借期間中の前項の機器について必要な保険については、乙が付保手続を行い、その保険料は、乙の負担とする。

3 甲は、第1項の機器について機器の本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって機器を使用し、及び管理するものとする。

4 乙は、この契約が契約期間の満了又は契約の解除により終了したときは、機器の記憶装置に保存されているデータを完全に消去し、撤去を行うものとする。

(再委託等)

第4条 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、本条の規定により、契約に係る業務の一部を再委託した場合においても、この契約の当事者としての責めを免れない。

3 第10条及び第11条の規定は、第1項の規定による再委託先及びその従業員についても準用する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾を得ないでこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、又は担保に供することはできない。

(検査)

第6条 乙は、この契約に係る業務を実施したときは、実施報告書その他所要の文書を作成して甲に提出し、甲は、その業務の成果を検査し、適当と認めたときは、その報告書等の引渡しを受けるものとする。

2 前項に規定する検査は、構築並びに賃貸及び保守に区分して行うものとし、構築に関しては令和5年3月31日までに、賃貸及び保守に関しては令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、1か月毎に行うものとする。

3 甲は、第1項の検査の結果不適当と認めたときは、乙にやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。この場合において、そのやり直し等については、第1項の規定を準用する。

(賃貸借料の計算方法等)

第7条 賃貸借料の計算期間は月の初日から月末までの1か月とする。ただし、当該月の日数が1月に満たないときは、当該月の賃貸借料は、当該月の日数に応じて歴日数に基づく日割計算をして得た額（当該賃貸借料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支払うものとする。

2 前項に規定する賃貸借料には、この契約に要する費用、保守対応に要する費用及び他システムとの調整に要する費用を含むものとする。

(賃貸借料の支払)

第8条 乙は、第6条に規定する検査に合格となり、甲が適正と認めた場合には、甲に対し前月分の月額賃貸借料の支払請求書を提出することができるものとする。

2 甲は、乙から前項の適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該賃貸借料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰する理由により前項の規定による支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づく遅延利息の額を乙に支払うものとする。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(保守)

第9条 乙は、この契約に係る業務に主して従事する者（以下「従事者」という。）を定めるとともに、機器等を常に良好な運転状態を保つように定期的に従事者を設置場所に派遣し、点検と調整を行わせるものとする。

2 機器が故障したときは、乙は従事者を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 その他の保守に関することは、仕様書のとおりとする。

(秘密の保護等)

第10条 乙及び乙の従業員は、この契約に係る業務の実施に伴い甲が提供した情報及び知り得た秘密をこの契約に係る業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了後及びこの契約に係る業務への従事終了後も効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙及び乙の従業員は、この契約に係る業務の遂行のための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約の終了後及びこの契約に係る業務への従事終了後も効力を有するものとする。

(履行遅滞等)

第12条 乙は、この契約に係る業務を期限までに完了することが困難になったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して延長を求めることができる。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、この契約における賃貸借料につきその延長日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく、乙が甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 契約の履行上、乙若しくはその代理人又は従事者に不正の行為があったとき。
- (5) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

(A)

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 乙が、再委託契約又は賃貸のための機器等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は機器等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(B)

- ア 役員等（役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者という。以下この号について同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 乙が、再委託契約又は賃貸のための機器等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は機器等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(注) 乙が個人の場合は (A)、法人の場合は (B) を選択します。

- 2 (A) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。
- (B) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、契約金額の総額の 10 パーセン

トに相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

(注) 契約保証金がある場合は (A)、免除の場合は (B) を選択します。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、前条の規定によりこの契約を解除された場合において、当該解除により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、乙に損害が生じても、その賠償を甲に請求できないものとする。

3 この契約の履行に関し第三者に損害が生じたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責めを負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について甲と乙が協議して定める。

(契約不適合責任)

第 13 条 第 6 条の検査完了後、機器等について仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の追完義務を負わないものとする。

3 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

4 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

5 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第 6 条の検査完了後 5 年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知ったときから 12 か月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第 6 条の検査完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りではない。

6 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りではない。

(管轄裁判所)

第 14 条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約不適合の場合の担保責任)

第 15 条 乙は、納入品に不適合があったときは、無償で再納入等必要な措置を講じるとともに、当該不適合の事項により甲の受けた損害に対し、弁済の責めを負う。

(その他)

第 16 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。